



新生児応援臨時給付金 を支給します！

昨年、国が実施した「特別定額給付金」の給付事業の対象とならなかった**令和 2 年度生まれ**の新生児に加え、**令和 3 年度に生まれる予定の新生児**の家庭を応援するため「新生児応援臨時給付金」を支給します。

- ①支給対象児は？ 令和2年4月28日～令和4年3月31日生まれで
出生日から申請を行う日まで引き続き
坂東市の住民基本台帳に記録されているかた
- ②支給対象者は？ 支給対象児の保護者で
令和2年4月27日から申請を行う日まで引き続き
坂東市の住民基本台帳に記録されているかた
(令和2年4月28日から支給対象児の出生日までに
転入したかたを含む。)
- ③支給金額は？ 支給対象児 1 人当たり **5万円**
- ④申請は必要？ **給付金を受け取るには、支給対象者のかたの申請が必要**です。

○受付期間

- (1)令和2年4月28日～令和3年5月31日生まれのかた
➡ 令和3年6月1日～令和3年8月31日 (3か月)
- (2)令和3年6月1日～令和4年3月31日生まれのかた
➡ 支給対象児の出生日の翌日から30日以内

○支給日 令和3年6月受付分 ⇒ 7月26日 支給
※以降、月末締切、翌月25日支給 (休日の場合は前後の営業日)